

公 告

分任契約担当官
自衛隊埼玉地方協力本部長
山下 真



下記のとおり、一般競争入札を実施するので関係事項承知の上参加されたい。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名等

件 名	規 格	単位	数量	備 考
浦和地方合同庁舎において使用するガスの供給	仕様書のとおり	式	1	予定使用量 16,000m ³

(2) 履行場所：浦和地方合同庁舎（埼玉県さいたま市浦和区常盤4-11-15）

(3) 履行期間：令和3年4月1日 00:00 ～ 令和4年3月31日 24:00

2 入札参加資格

- 平成31.32.33年度又は令和1.2.3年度の全省庁統一資格において「物品の販売」でD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
全省庁統一資格を申請中の場合は、申請中の旨を入札時に証明できる者であること。
- 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者。
- 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中でない者（協力者を含む）。
- 暴力団対策法により指定された団体又はその関係者でない者。
- 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合にはこの限りでない。
- ガス事業法第3条第1項の規定に基づきガス導管事業者としての許可を受けている者

3 契約条項を示す場所

浦和地方合同庁舎3階（自衛隊埼玉地方協力本部）

4 入札説明会

実施しない。

5 入札を執行する場所及び日時

- 日 時：令和3年3月29日（月） 14時00分
- 場 所：自衛隊埼玉地方協力本部3階会議室

6 入札の方法

- (1) 入札書に記載する金額は、各社において設定する契約ガスに対する単価（月額）及び使用ガス量に対する単価を記載すること。落札決定にあたっては、予定年間ガス使用量の対価を入札書に記載された入札金額にしたがって計算した総価で判断するので当該総価上記の単価を併せて記載すること。
- (2) 落札の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税法に規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額から消費税法で規定する消費税に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を入札書に記載すること。

7 落札決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札となるべき同価の入札をした者が2名以上の場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

8 契約書の作成

作成する。



9 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金：免除。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除。ただし、落札者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として徴収する。

10 入札の無効

- (1) 第2項に示す競争入札に参加する資格のない者の行った入札
- (2) 入札金額が明瞭でない場合及び入札者が誰であるか識別しがたい場合
- (3) 入札に関する条件に違反した場合
- (4) 電報、電話及びFAXによる入札
- (5) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に違反する事態が生じた場合

11 その他

- (1) 入札参加希望者は令和3年3月26日（金）17時00分までに下記の連絡先へ一報すること。
- (2) 郵便による入札については、令和3年3月26日（金）17時00分まで必着とし、入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名、入札日時、件名及び「入札書在中」と朱書きで記載すること。なお、事前に郵送等により入札する旨の連絡をし、発送者の責により到着を確認するものとする。
- (3) 入札に参加するものは、入札までに資格決定通知書の写しを提出すること。
- (4) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出すること。
- (5) 問い合わせ先

〒330-0061 埼玉県さいたま市浦和区常盤4-11-15

自衛隊埼玉地方協力本部 総務課会計班 北條（ほうじょう）

TEL・FAX（手動切替） 048-831-6043

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕様書番号
浦和地方合同庁舎において 使用するガスの供給		第 2 - 号
	作 成	令和 2 年 3 月 1 2 日
	変 更	令和 3 年 3 月 日
	作成部隊等名	自衛隊埼玉地方協力本部

1 総 則

この仕様書は、浦和地方合同庁舎において使用するガスの供給について規定する。

2 一般事項

この仕様書の内容に疑義が生じた場合又は明示がない場合は、契約担当官と協議のうえ内容を確認するものとする。

3 概 要

a) 場 所

埼玉県さいたま市浦和区常盤 4 - 1 1 - 1 5 浦和地方合同庁舎

b) 業種及び用途

官公署（国家事務）

4 仕 様

4.1 供給ガス等

a) ガスの種類：都市ガス 1 3 A

b) 供給熱量：一般ガス導管事業者が定める小売託送約款（需要場所で払い出す託送供給）による。

c) 供給圧力：低圧

4.2 予定ガス使用量

a) 契約最大ガス使用量：20 m³/h

（契約最大ガス使用量とは、契約で定める期間を通じて1時間あたりの最大ガス使用量をいう。）

b) 予定契約期間ガス使用量：16,000 m³

（予定月別の使用量は、別紙による。）

c) 契約年間負荷率は85%以上とする。

4.3 契約期間

令和3年4月1日の0時から令和4年3月31日の24時まで

4.4 ガス使用量の検針

a) 一般ガス導管事業者が設置したガスメーターにより毎月検針を行うものとする。

b) 原則として、毎月月末に検針を行い、検針によって計量した使用量を速やかに契約担当官等へ通知する。ただし、月末日が供給者側の休日にあたる場合は、当該末日からその直前の休日でない日

までの間に繰り上げて検針する。この場合、月末日に検針したものとする。

d) 検針場所は、別図による。

5 保 安

- a) 供給者は、ガス消費機器の調査及び危険発生防止の安全周知については、落札事業者と協議する。
- b) ガス事業法に基づき、経済産業大臣に届け出ているガス保安規定及びガス主任技術者の選任届の写しを提出する。また変更した場合も同様とする。

6 ガス供給設備の財産分界点

敷地境界とする。ただし、別図に記載された計量器は一般ガス導管事業者の所有とする。

7 保安上の責任分界点

財産分界点に同じ。

8 その他

供給者は、業務上知り得た情報等は、他に漏らしてはならない。また、供給期間終了後も同様とする。

月別の予定使用量

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

月別	月別合計	
4月	920	m ³
5月	120	m ³
6月	20	m ³
7月	1700	m ³
8月	2100	m ³
9月	2800	m ³
10月	2300	m ³
11月	300	m ³
12月	440	m ³
1月	1800	m ³
2月	2000	m ³
3月	1500	m ³
合 計	16,000	m ³